（Ⅰ－２）橋梁補修改築工事　道路橋において上部工の新設または取替（床版取替を含む）を実施した工事

(Ⅱ)　土木工事　供用中の自動車専用道路において、交通規制※のもとで実施した土工・橋梁・トンネル・舗装・のり面のいずれかの工事。ただし、標識工、防護柵工等の附属物のみを施工した工事は除く。

※交通規制には、車線規制、対面通行規制、片側交互通行規制、通行止め規制を含み、路肩規制、移動規制は含まない。

⑶　次に掲げる基準を満たす統括責任者を建設工事に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む。）している期間とする。

１）統括責任者が、一級土木施工管理技士、またはこれと同等以上の資格を有し、かつ10年以上の現場実務経験を有すること。上記の「これと同等以上の資格」とは、建設業法第26条「主任技術者及び監理技術者の設置等」に記載される同法第15条第２号に該当するものをいう。

２）統括責任者が、平成12年度以降に以下の(I)及び(Ⅱ)の施工実績（完工）を有するものであること。

ただし、施工実績の取扱いは２⑵３）に同じ。

＜施工実績＞

(I)　主任（監理）技術者又は現場代理人の経験を有すること。

(Ⅱ)　供用中の自動車専用道路において、交通規制※のもとで実施した土工・橋梁・トンネル・舗装・のり面のいずれかの工事。ただし、標識工、防護柵工等の附属物のみを施工した工事は除く。

※交通規制には、車線規制、対面通行規制、片側交互通行規制、通行止め規制を含み、路肩規制、移動規制は含まない。

※(I)及び(Ⅱ)の実績を同一工事において有する必要はない。

３）専任の統括責任者については、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術提案書提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑷　次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を建設工事に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む。）している期間とする。

１）専任の主任（監理）技術者が、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。上記の「これと同等以上の資格」とは、建設業法第26条「主任技術者及び監理技術者の設置等」に記載される同法第15条第２号に該当するものをいう。

２）現場代理人、主任（監理）技術者が、平成17年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した以下の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは２⑵３）に同じ。

(ｱ)　単体で申請する場合　単体の場合は、下記に掲げる同種工事(I)の施工実績を有している現場代理人及び主任（監理）技術者を配置すること。

(ｲ)　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（甲型）の場合は、共同企業体として下記に掲げる同種工事(I)の施工実績を有している現場代理人及び主任（監理）技術者を配置すること。

(ｳ)　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（乙型）の場合は、共同企業体として下記に掲げる同種工事(I)の施工実績を有している現場代理人及び主任（監理）技術者を配置すること。橋梁補修改築工事を担当する構成員は、同種工事(I)の施工実績を有している主任（監理）技術者を配置すること。

＜同種工事＞

(I)　橋梁補修改築工事　道路橋において上部工の新設または取替（床版取替を含む）を実施した工事

３）専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

４）監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑸　次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を設計業務に配置できること。

１）管理技術者

(ｱ)　管理技術者が、技術士（総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート・道路・施工計画、施工設備及び積算））若しくは、技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート・道路・施工計画、施工設備及び積算））又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門、道路部門）、土木学会認定土木技術者（１級以上）（橋梁、鋼・コンクリート、設計）の資格を有する者であること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）又は国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。ただし、ＲＣＣＭ試験合格者はＲＣＣＭ登録者と同等とする。競争参加資格確認申請書提出期限までに当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには技術提案書提出日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(ｲ)　管理技術者が、平成17年度以降の道路橋の上部工設計（基本設計又は詳細設計）の実績を有すること。

２）照査技術者

(ｱ)　照査技術者が、技術士（総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート・道路・施工計画、施工設備及び積算））若しくは、技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート・道路・施工計画、施工設備及び積算））又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門、道路部門）、土木学会認定土木技術者（１級以上）（橋梁、鋼・コンクリート、設計）の資格を有する者であること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）又は国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。ただし、ＲＣＣＭ試験合格者はＲＣＣＭ登録者と同等とする。競争参加資格確認申請書提出期限までに当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには技術提案書提出日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(ｲ)　照査技術者が、平成17年度以降の道路橋の上部工設計（基本設計又は詳細設計）の実績を有すること。

⑹　競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から技術提案書の提出期限の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、入札参加資格停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において入札参加資格停止を受けていないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

１）各構成員が建設工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

２）各構成員が建設工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。